

相談支援専門員の資格要件

業務範囲	具体的な対象施設・事業		年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	相談支援業務（※注①）	i 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体(知的)障害者相談支援事業	5年以上
		ii 児童相談所、身体(知的)障害者厚生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター	
		iii 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び厚生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター	
		iv 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
		v 特別支援学校	
		vi 病院若しくは診療所の従業者またはこれに準ずる者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主事任用資格を有する者 (2)相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められる者 (3)国家資格等を有する者 (4) i ~ v までの掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者	
	直接支援業務（※注②）	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院または診療所の療養病床	10年以上
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業	
		c 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	
		d 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社(特例子会社)、同胞第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所(重度障害者多数雇用事業所)	
		e 特別支援学校	
	資格該当者	上記 a から e の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主事任用資格を有する者 (2)相談支援の業務を担うために必要な知識および技術を修得したものと認められる者 (3)児童指導員任用資格者 (4)保育士 (5)精神障害者社会復帰支援指導員任用資格者	5年以上
		国家資格等(※注③)に係る業務に従事した期間が通算5年以上のもので、上記の相談支援業務及び直接支援業務に従事する者	

※注① 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準じる業務

※注② 直接支援業務

身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者およびその介護者に対して介護に関する指導を行う業務または日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練または職業教育に係る業務

※注③ 国家資格

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士、管理栄養士、精神保健福祉士

実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した機関が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例えば5年以上の実務経験があれば、業務に従事した機関が5年以上であり、かつ実際に従事した日数が900日以上であることをいう。